

(3) 退職所得に係る税額を給与分と合わせて納入する場合

表面

令和〇年 7月	指定番号 0912345678	月割額(1) 円 49,800
納入すべき金額が月割額(1)の金額と異なるときは、月割額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。(納入書裏面参照)	給与分 一括徴収分を含む	4 9 8 0 0
	退職 所得分	2 3 3 0 0 0
	延滞金	
納期限 令和〇年8月10日	(2) 合計額	2 8 2 8 0 0

印字されている金額を二重線で削除(※1)

給与分の税額を記入(※2)
注)一括徴収分はこちらに記

退職所得に係る税額を記入

給与分と退職所得分の合計金額を記入

裏面

退職所得の分離課税にかかる特別徴収がある場合のみ記入

退職所得に係る 市民税・県民税 納入申告書	
(あて先) 兵庫県姫路市長 2021年8月1日提出	令和3年7月分 人員 2人
退職手当等支払金額	3 0 8 6 3 9 8 0
特別徴収税額	市民税 1 3 9 8 0 0
	県民税 9 3 2 0 0
住所(1月1日) 姫路市 安田4丁目〇〇番地1	退職年月日 2021年 7月 30日
氏名 姫路 一郎	退職金支払額 23,203,900 円
特別徴収税額 市民税 78,000 円 県民税 52,000 円	勤続年数 38 年
住所(1月1日) 姫路市 安田4丁目〇〇番地2	退職年月日 2021年 7月 30日
氏名 安田 花子	退職金支払額 7,660,080 円
特別徴収税額 市民税 61,800 円 県民税 41,200 円	勤続年数 14 年
住所(1月1日) 姫路市	退職年月日 年 月 日
氏名	退職金支払額 円
特別徴収税額 市民税 円 県民税 円	勤続年数 年
<small>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</small>	
特別徴収義務者の所在地・名称 姫路市安田4丁目1番地 姫山商事 株式会社	受付印

退職金を支払った人数を記入

退職金の支払総額を記入

退職金に対する市民税・県民税の内訳を記入

対象者の内訳を記入

事業所の名称と住所を記入

4人以上の場合は、納入内訳書(特別徴収事務の手引き参照)を提出してください。

(※1) 金融機関によっては、訂正印を求められる場合があります。

(※2) 退職等に伴い、5月までの残額を一括徴収した場合の金額は必ず給与分として記載してください。